

明治三八年東北地方大凶作と「御下賜金」について

—宮城県における配付方法を中心に—

宮城洋一郎

はじめに

明治期の東北地方は、何度も凶作に襲われ、過酷な状況に追い込まれてきた。こうした被害に対し、多方面からの救助活動が展開された。ここでは、皇室による「恩賜金」をはじめとして政府、県など行政機関の対策、民間人の取り組みや宗教界などによる義捐金募集などが展開された。本稿では、明治三八（一九〇五）年に発生した大凶作に対して翌年一月三二日に宮城、福島、岩手三県への「恩賜金」について、宮城県での配付方法を中心に検討していく。宮城県では「御下賜金」として、各郡の罹災者に配付されていくことになったが、罹災者に如何に届けられたかを分析することで、「御下賜金」がどのような役割を担ったか

を明らかにして、皇室による災害救助の意義を考えていくことにしたい。

なお、「御下賜金」に関しては、『恩賜録』（宮内庁宮内公文書館蔵）に所載されているように、皇室から下賜される金品をさし、それは「恩賜金」と称され、「御救恤金」「御下賜金」とも記されることもある。ここでは、明治三八年の大凶作にあつて、宮城県および同県各郡の史料において広く用いられた「御下賜金」の表記で述べていくこととし、『恩賜録』に記載されたところを述べる場合は「恩賜金」と記していくことにする。

一、被害の概要と救助施策・活動について

明治期における東北地方の凶作は、明治二（一八六九）年、

同三五（一九〇二年）、同三八（一九〇五年）年と繰り返されてきた。その中でも三八年は「天明・天保の飢饉」以来とされるほど大規模なことから、大凶作と称されている。この大凶作は、これまでの凶作と同様に「やませ」とよばれるオホーツク海高気圧から発生した冷涼な東寄りの風により、長雨と低温に見舞われたことが原因であった。

こうした大凶作の被害状況、救助に関わる施策や活動等については、宮城県編・発行『明治三十八年 宮城県凶荒誌』（大正五年。以下『凶荒誌』）にて、詳細が報告されている。同書に依りながら、まず被害状況の概要を述べていくことにする。

（一）被害の状況

大凶作となったことを明示するのが、米作の著しい減収である。前年比で宮城県八割七分、福島県七割六分、岩手県六割六分の減となったのである。このため、米価が高騰、生活難のため窮民が増大した。その数は宮城県の調査（明治三八年一月）で、県人口の約三三％にあたる二八四、八六五人に達したという¹⁾。また、この大凶作の影響は教育の分野にも及ぶ。明治三八年一〜一二月に減少した児童は二、〇一七人に達し、退学児童が二、九四六人となり、前年の約一・五倍となった。また、教科書を購入できない児童

数も六、二六九人に及んだ。さらに、凶作のために町村税、授業料の滞納者が増加し、多くの町村で校費延滞、教員俸給の延滞等も起きた。後者に関しては五五町村、四、九〇〇余円に達したという²⁾。

こうした被害状況を深刻化させた要因には、日露戦争（明治三七（一九〇四）〜三八年）の影響もあげられている。この戦争に主要な働き手が徴兵され、農家の経営基盤が脆弱であった。さらに、戦後の増税や国債の割り当てなどで負担増が進むこととなった³⁾。

（二）宮城県および政府の救助施策

宮城県は、雇用の創出と生産力の拡大を目指し、明治三八年一〇月から内務省、農商務省に働きかけ、「地租延納」をはじめ、生産拡大をはかる「耕地整理」、雇用を生み出す「土木工事」、さらに「種穀」「作付食料」「作付肥料」等の給与などの施策を展開していくことになった。この中で、有力な救済施策として土木工事があげられている。これについては同年度の歳出追加として「災害土木費」に三七、九七四円四〇銭があり、財源として「雇災救助基金」より借り入れるなどの方策を取っている。こうした土木工事により、罹災者の雇用を生み出すことで、「凶作罹災民救済」をはかるうした。こうして県及び市町村の土木工事

費が明治三九年度で、九〇万六〇二五円七八銭の巨額に達したとし、県起債等を財源とするなど対応策も記されている。^①

なお、『凶荒誌』では、土木工事の他に耕地整理、桑園開墾、製炭、麦・馬鈴薯栽培等の奨励事業など多岐にわたる救済事業を掲げている。

(三) 「御下賜金」・義捐金

宮城県および政府の救助施策の他に、多方面から多額な金額が寄せられた。まず、皇室からは『恩賜録』に記載されているように、明治三九年一月三十一日に宮城県二五、〇〇〇円、福島県一五、〇〇〇円、岩手県一〇、〇〇〇円の配付が決定した（後に詳述）。これを受けて、皇室関係者の寄付金も広がった。義捐金は大凶作の報が伝わりとともに、大きな反響をよび、明治四二年（一九〇九）一月末までに総額一、〇四九、三二五円五四銭七厘が寄せられた。さらに、米国からは一九〇六年二月に義援金募集に着手した旨の電報があり、宮城県に二二七、九五七円九一銭（一九〇九年一月末）が贈られた。清国皇太后から「庫平銀十萬両」（一九〇六年四月。日本円一五〇、一四四円九三銭）が日本に寄付された。この他にも、諸外国からの義捐金も送金されてきた。なお、米国側から「如何なる食料品が必要か」との問い合

わせを受け、日本側から金銭での寄贈を望むと回答したことで、米国からの義捐金は「糧食購入費」として別会計で整理することを、宮城県知事より郡市長に通牒している。^②これにより、「御下賜金」、義捐金（清国皇太后からの寄付を含む）、米国からの義捐金の三種を別々に配付することになった。

(四) 民間団体等の救助活動

民間の諸団体も大凶作への対応策を多方面から取り始めていた。明治三八年一〇月には、仙台商業会議所が「米価騰貴の防遏策」として内閣総理大臣、陸軍大臣、通信大臣に「開申書」を提出している。また、同時期に憲政本党宮城支部および政友会宮城支部の有力者を中心に窮民救済を目的に各団体との交渉していくための「県民大会」を開くことを確認し、一一月一八日数百名の参加を得て大会を開催。このときに「宮城県凶作救済会」との名称で「田租の減免」「凶作地に対する輸入米の戻税実施」などを決議し、内務大臣および政府へ請願することとした。その中の「宮城県下市町村教育費特別補助の儀に付請願」では、大凶作被害の深刻さとその背景を次のように述べている。^③

宮城県下は明治三十五年の凶作にて一般に疲弊の未だ癒江ざる折柄日露開戦と相成り数次の国債募集に対

し愛国の至情より奮つて応募致し且つ恤兵献金犒軍等に尽力致候為め多少の蓄積あるもの殆ど全く囊底を払ひ候上戦時壯丁及農馬の不足を補はん為めに平年に数倍する勤勞辛苦を忍び稼耕仕候

このように数年前の凶作、日露開戦など負担増の中での大凶作という認識があり、「愛国の至情」によりそれに応えてきた思いが、請願に込められているとみることができ

る。
次に宗教団体では、一月月に仙台在留外国宗教家が協議し、日本在留の外国人に寄付金を求める運動を起し、有志が上京して寄付金募集に奔走した。翌年一月に有志の一人が新聞社に送った書翰によると、おおよそ七千円の寄付を集めたといひ「近村を巡視しよりに五円より二十円を村役場に寄付したりしが村役場は直に之を南京米若しくは甘藷に代へ尤も困難せるものに施与したり」とあり、救助活動の實際を述べている。

同様に仏教界も救助活動を開始している。明治三十八年一月、仙台市の各宗寺院が連合して、各宗管長に淨財の喜捨を求めべく「宮城県大飢饉救済義捐金募集ノ檄」を發表している。そこでは「去卅五年度凶作の創痍未だ全く癒江ざるに日露の戦役に遭ひ重ねるに本年如何なる天災そや（中略）平年收穫し来れる百三十万石は一粒米だも得て望

むべからず」とその状況を訴えている。吉田久一氏は、さらに仏教界各宗関連の雑誌や新聞等から、それぞれの宗派の対応などを上げ、救済に尽力したことを記している。

この大凶作で養育困難となった子どもたちに対しては、岡山孤児院、福田会育児院、大阪養老院等がその収容保護にあたった。特に岡山孤児院の石井十次は明治三十九年三月から六月までに総勢八二十四人の養育困難な子どもたちを同院に引き受けている。これにより同院は千二百余名に及ぶ大施設となった。こうした民間団体等の救助活動があったが、そこで共通しているところは、明治三五年の凶作、日露戦争での負担が重なり、この大凶作になすすべを有しないという点である。この重なる負担増からの脱却のため、義捐金等の救助を広く訴え、多くの支持を得てきたことを確認しておきたい。

二、「御下賜金」の配付をめぐる

(一)「御下賜金」に関する史料

前節で記したように、甚大な被害を与えた大凶作に対し、皇室からの「恩賜金」が関係各県に配付されることになった。この「恩賜金」に関連する史料をまず記し、分析対象としていく。

『恩賜録』（明治三十九年第一巻、宮内庁宮内公文書館蔵。以下『恩賜録』）は、宮城、福島、岩手各県に「恩賜金」の決定および通知等に関する史料を収める。ここでは、宮内大臣から各県知事への「達案」、および内務大臣への「通牒案」が所載されている。また、これに対する各県知事からの礼状および各県の配付に関わる規程等も収めている。

『明治卅九年 北條侍従巡視関係』（宮城県公文書館蔵。以下『侍従巡視関係』）は、北條氏恭侍従による宮城県巡視にあわせて、各郡からの「作況調査」「凶作調査報告書」等関係書類を納めた簿冊。

『明治三十九年 御下賜金関係書類』（宮城県公文書館蔵。以下『関係書類』）は、宮城県に配付された「御下賜金」について、各郡への配付に関わる訓令、分配率算定方法などを提示した文書および各郡からの配付に関する規程、配付に関わる報告書などを収めている。

『明治三十九年 凶作被害者 御下賜金 受領証』（全五冊、宮城県公文書館蔵。以下『受領証』）は、宮城県各郡に配付された「御下賜金」について、町村ごとに受領者の名簿等を記載した簿冊で、この他にも配付に必要な用具など細部にわたる書類等も収めている。なお、この名簿に記載される氏名は各町、村ごとにほぼ同一の筆跡で記され、各人ごとに捺印されている。これにより、受領金額が県、

郡、町・村の方針のもとで定められ、各戸ごとに配付されるという方策によって作成されたとみることができるといえる。

『凶荒誌』（前掲）は、凶作に関つてその原因、被害状況、影響、救済等の各種データ、資料を収録。

右の五点の史料をもとに、宮城県における「御下賜金」配付に関わる問題点を考えていくこととする。

（一）「恩賜金」の決定

東北地方大凶作に関わる「恩賜金」は、地震、風水害等による皇室からの「恩賜金」が災害発生時に直ちに配付されるのとは異なり、明治三八年秋頃に収穫の大幅な減少が明らかとなった後の翌年一月末の決定となっている。そこには、侍従派遣という手続きがあったためと考えられる。そこで、まず、この侍従派遣についていくことにする。

東北三県に派遣されたのは北條氏恭侍従で、明治三八年一二月二日から岩手県、宮城県、福島県というルートで巡視した。宮城県には九日の仙台を皮切りに、九日間ほど滞在し、各郡内の凶作実況、生業扶助事業等を視察している。

この巡視視察をもとに作成されたと考えられる『侍従巡視関係』は、同年一二月より翌年一月にかけて、北條侍従に提出する凶作調査書副本を収録しており、この調査書のデータに基づいて「恩賜金」が決定されたと考えることが

できる。

こうした経緯により、『恩賜録』明治三十九年一月三十一日には、次のように記されている。

其県下非常凶作之為メ人民困難之趣憫然ニ思召御救恤トシテ 聖上 皇后両陛下ヨリ金二万円下賜相成救済之資ニ可充旨 御沙汰候此段及通達候也

明治三十九年一月卅一日

宮内大臣子爵 田中光顕

宮城県知事亀井英三郎殿

このように記し、これまでの「恩賜金」と同様に、「憫然ニ思召」との立場から下賜し、「救済之資ニ可充」とされたのであった。¹⁾

(三) 「恩賜金」配付に関する三県の規程

『恩賜録』には、配付方法に関する三県の規程を載せているが、配付に関する規程では三県それぞれ異なる名称となっている。宮城県では「御下賜金」、福島県は「御救恤金」、岩手県は「恩賜金」となっている。なお、宮城県では明治三五年の凶作において県下各郡に「恩賜金」との名称で配付している。²⁾

宮城県「御下賜金取扱規程」には、第七条で「被給与者ヲ招集シ 思召ノ趣旨ヲ演述シ各人ニ交付スヘシ」「給与

ノ際ハ市ニ在リテハ市参事会員町村ニ在リテハ区長ヲ参列セシムヘシ」とある。

福島県「御救恤金配当交付ニ関スル情況報告」では、授与式場を設け、窮民を招集し、市町村会議員、区長、警察官を参列させ、両陛下の勅旨を説示するとある。

岩手県「恩賜金配付方法」では、第十三条に市町村長は恩賜金品配与に際し、「御沙汰書写」「知事訓達」を被災者に下付。聖旨、訓達の趣旨を懇示し、恩賜金品を配与するときは被災者各自より「請書」を徴すとある。

このように、罹災者を招集し、区長等を参列させるなどにより、「恩賜金」の授与式ともいふべき方策を用いることで、その趣旨を「演述」(宮城県)、「説示」(福島県)、「懇示」(岩手県)等により、徹底を図ろうとしていることが示されている。

三、宮城県における「御下賜金」の配付について

宮城県は、仙台市および県内一六郡に対する「御下賜金」の配付を検討し、分配に関する諸規定を定めていく。それは「関係書類」および「凶荒誌」で確認することができる。これらの史料から、配付方法をみていくことにしたい。

まず、明治三十九年二月一三日に分配に関する算定率を定

めている。それは、県税戸数割七〇銭（仙台市は四四銭八厘）未滿の納税者及び各市町村において「赤貧者」として同税を賦課せざる戸数を標準とし、明治三八年の米收穫量に應じて控除率を定めるとした。これにより仙台市および各郡の配当額を定められていった。また「訓令第三号」（明治三九年二月）で「御下賜金配付方法」を定め、県から郡役所、市役所、町村役場宛てに次のように通知し、具体的な方策を指示している。

- 一 御下賜金は配当額を定め郡市に分配す郡は更に之を町村に分配すべし
 - 二 市町村長に於て御下賜金の分配を受けたるときは一人別給与額を定め迅速に之を窮民に交付すべし
 - 三 御下賜金を交付するときは之を包装し申添書を添付するを要す
 - 四 市町村に於て 御下賜金を交付するときは別紙拝受書を製し五日以内に市長は知事に、町村長は郡長に進達すべし
- 郡長においては前項拝受書を受けたときは直に之を知事に進達すること。

こうした訓令により、郡、市への通知を徹底させたが、「三」にある「申添書」には、「深く天恩ノ厚キヲ拝スヘシ」とし、「御下賜金」の趣旨を重ねて伝えている。また、

「四」にある「別紙拝受書」には、金額、住所、氏名、印の欄を設けた表を示している。これが、『受領証』としてそれぞれの郡ごとに作成されたのであった。

また「関係書類」には、この「訓令第三号」に関して次の三点について郡市長に宛てた通牒案を記載している。

- 一、郡役所ニ於テ各町村ノ配当方法及配当額ヲ定メタルトキハ之ヲ県庁ニ報告スルコト
- 二、御下賜金ノ給与ハ県税戸数割七拾銭以下ヲ納ムル窮民ニ限ルコト
- 三、御下賜金ノ給与額ヲ五拾銭以上弐円以内ニ於テ定ムルコト

このように、「御下賜金」は郡ごとに町村への配付額を定めることができるとし、金額は二円から五〇銭の範囲での配付であることを求めたのであった。

さらに、「訓第一四号」に「御下賜金」配付に関する注意事項を次のように訓令している。

聖旨ノアル所ヲ徹底セシメ且之ヲ以テ可成生業ノ資トナスカ又ハ貯蓄ノ基本トナス等有益ノ資ニ供シ徒ラニ消費スルカ如キコトナキ様篤ト注意ヲ加フヘシ⁽¹⁾

としたが、『関係書類』に記載される「訓第一四号」では、「貯蓄ノ基本トナス」の部分は「郵便貯金トナス」と原本に記載されたところを、朱でこのように訂正している。「御

下賜金」の趣旨を重視する立場から、「消費」を戒め、「郵便貯金」と具体的に指示したが、「貯蓄ノ基本」と改めて、罹災者のもとに配付するとしたのであった。

こうした「御下賜金」に関わる規定が定められたのは、もう一方に義捐金についての規定があったためでもある。義捐金については、先述の通り膨大な金額が国内外から寄せられた。『凶荒誌』によると、明治三十八年十一月一日に金百円が寄贈されたのが嚆矢という。その後相次ぐ義捐金品の送付を受け、同月二日「庁訓第一八号」により「義捐金品取扱順序」を定め、その受領・保管等に関わる規定を設けた。しかし、その数が「非常に増加せるを以て二月六日」に「更正」を加え、「受領及び配付等の事務多端」に対応した。さらに、四月四日「訓第三九号」により、郡役所等に義捐金品の収納、出納、受払等に関する帳簿の整理を指示した。

このような経緯から、義捐金品の増加を視野に入れて、「御下賜金」への特別な意味づけを規定に盛り込んでいったと考えられる。

四、宮城県各郡の配付方法

前節で述べたように、「御下賜金」は県から郡に配付され、郡はさらに町村へと配付していくこととなる。このさい

の県の方針は先述の通りであるが、この方針のもと、郡は町村への配付を進めていく。そこでもさまざまな方策が試みられることになる。この点については、『関係書類』に綴じられている郡からの報告などにより確認することができ、それを表にしたのが表1・宮城県各郡の「御下賜金」配付方法である。

この表で明らかなどおり、概ね県の方針を継承しているが、具体的な配付に関する手だて、配付額の算出方法などは多岐にわたっている。そこで、これらの事項を次の七点に分類してみることにした。

- ① 概ね県の方針を継承した郡…名取、加美。
- ② 配付に関して四種ないし三種に分けた郡…柴田、伊具、亘理。
- ③ 配付対象に「労働」「非労働」を明記させている郡…黒川、玉造、栗原。
- ④ 平均に配付した郡…志田。
- ⑤ 独自の算定方法を定めた郡…刈田、牡鹿、本吉。
- ⑥ 郵便貯金に踏み込んだ郡…遠田、桃生。
- ⑦ 「貯蓄」「生業ノ資」について報告を求めた郡…宮城、登米。

こうした分類が可能であるが、これらをさらに分類すると、A①、B②、③、④、⑤、C⑥、⑦と三つに分けるこ

表1 宮城県各郡の「御下賜金」配付方法（『御下賜金関係書類』をもとに作成）

郡名	報告書等の名称	日付 (明治39年)	配付方法(※)	備考
刈田	御下賜金 分配方法及 配当額 報告	2月21日	県税70銭未満及び賦課を免除された戸数1戸に平均44銭8厘13を乗じて分配額とし、5銭未満は四捨五入	白石町のみ5/10を減じて分配
柴田	御下賜金 配当方法及 配当額	2月17日	窮民の甚だしき状況を4種に区分し、配当額を定める	「訓示」にて、義捐金により窮民救済が十分とし、御下賜金は勤儉の気風を育成すべく郵便貯金に付せしめるよう取り計るべしとした。
伊具	御下賜金 配当方法	4月11日	配付対象者を4種に区分し、配当額を定める	
亶理	御下賜金 配当方法及 配当額	2月17日	配付対象者を3種に区分し、配当額を定める	
名取	御下賜金 配当方法	2月19日	町村役場にて配当方法、配当額を定めたときは郡役所に報告すること	
宮城	御下賜金 配付方法	2月23日	配付対象者を3種に区分、配付された御下賜金を三分しそれぞれの対象に平等に割当算出	「指示事項」にて生業の資とするか貯金とするか決定させ、町村長より郡長に報告することとした
黒川	御下賜金 配当方法	2月25日	窮民の実況を査察し、労働非労働者の員数を参酌して給与額を決定	
加美	御下賜金 配付方法 並ニ配付 額報告	日付記載 なし	配当額の分配を受けるときは50日以内に1人別給与額を定め請求すること	
志田	御下賜金 配当方法	4月9日	郡内窮民に1戸62銭8厘を平均分配、端数は各町村内の最極窮民1人に増加配付	
玉造	御下賜金 下付手続 (郡訓令 第13号)	2月24日	給与額は貧窮の程度、家族の員数の関係を参酌して定めること	「御下賜金交付人名調」に「家族欄」、「生活現状」を設け、前者に「労働」「非労働」について記入させた
遠田	御下賜金 分配方法及 配当額 報告	2月28日	生業の資とする場合は確実に履行させ、貯蓄の場合は保管申込書を差し出せ、郵便貯金通帳を保管	
栗原	御下賜金 配付方法	3月1日	労働者なく食費を得る道なき者等に1戸2円、労働者あるも食費得るに足らざる者に1戸1円50銭との配付の基本を提示	
登米	御下賜金 分配方法 報告	2月19日	県税戸数割70銭以下の戸数を基準とし、収穫歩合と町と村との関係を参酌して配当額を定める	「指示事項」に御下賜金は徒に衣食料としないこと、生業の資とするか貯蓄とするか町村長において適宜の方法を設定させ、なるべく郵便貯金とし、通帳は村長保管、避くべからざる失費、生業の資となす場合以外は慢りに支出せざるよう注意することとし、生業の資とする者、貯蓄する者とを区分し、1人ごとに郡に報告させる

桃生	御下賜金 配付方法	2月28日	御下賜金は郵便貯金とし、これを生業に充てる場合、町村長は郡長の承認を得ることとした	
本吉	御下賜金 配当報告	3月6日	各町村標準戸数により配当し、窮民の実況と現住戸数とを参酌	
牡鹿	御下賜金 各町村配 当額調	2月27日	最窮民戸数人口を標準とし、戸数に1円50銭、人口に36銭として戸数人口に応じ配当	県第1部長より福井村と石巻町の配当に「権衡ヲ得サル」との照会があり、实地視察によると回答

※県の方針以外に追加した方法を表記

とができる。Aは県の方針に追記するところがない。Bは独自に追記すべき項目を上げた点に特色があり、Cは県の方針の核である貯蓄に関して、より強く踏み込んでいる。ここから、B、Cは県の方針に何らかの方策を加えていることで、郡の事情を反映したものとなっていることが窺える。そこで、この中から、配付の意義と実態に関わるところを見出していくべく、次の三郡に絞って検討してみることにしたい。

その三郡は、「御下賜金」と窮民救済事業の「労銀」に関する「訓示」を提示して、「御下賜金」を意義つけた柴田郡、郡の「御下賜金」配付に抗議文が提出され、配付に関わる問題点が顕在化した遠田郡、平均に配付するという他にない方式を打

ち出した志田郡の三郡である。これら三郡から、配付に向けた郡のねらいを分析し、どのように「御下賜金」が届けられたかを考えてみたい。

(一) 柴田郡の例

柴田郡では、「御下賜金配当方法及配当金」(二月一七日付)との報告書を県に提出し「窮乏ノ状況甚ダシキモノ及人員ノ多キモノヨリ順次甲乙丙丁ノ四種ニ区別」して配付額を定めるとし、二円、一円五拾銭、一円、五拾銭の四種の額を示した。そこで、次のように恩賜金配付を実施するとした(『関係書類』、句読点筆者)。

町村ニ於ケル御下賜金ノ配付ハ、別ニ定ムル日割ニ基キ、予メ窮民ヲ町村役場若クハ小学校ニ招集セシメ、本官臨場御旨趣ノアル所ヲ演述シ、町村長ヲシテ交付セシムルモノトス。右ノ場合ニハ、町村会議員区長及町村内有志者ヲ立合ハシムルモノトス。

としたが、同日付柴田郡長から県第一部長への報告で、町村長を招集して訓示をしたことを明らかにしている。⁽¹⁶⁾

この訓示は二通あり、最初の訓示は「御下賜金」に関わるもので、「窮民」となる要因を「慢惰放肆ノ慣習」にあり、それを打破するには「勤勞ノ風ヲ興シ貯蓄ノ道ヲ奨ムルニアリ」とした。ここから、この「訓示」は各地から寄

せられる義捐金品により「窮民ノ窮乏ヲ救済」するのに充分の「余貨」があることから、「御下賜金」に関して次のように取り計らうように求めた（句読点、筆者）。

御下賜金ノ分ニ就テハ、寧ろ漸次窮民ノ位地ヲ離脱シ勤儉ノ氣風ヲ育成スル方ニ用フルヲ適當ト信ズルニ依リ、此際各位ニ於テハ宜ク窮民ヲ提擲誘掖シ、以テ之ヲ郵便貯金ニ附セシメ、漸次勤儉貯蓄ノ緊要ヲ自覚シ、自然窮民ノ位置ヲ離脱スル様取計フベシ。

また、もう一通の「訓示」は、窮民救済事業の「労銀」について述べたもので、先の「訓示」と同様に「窮民困弊」を「因襲」にあるとし、それを救う術を「貯金」に求め、その意義を「勤勉労働ノ真諦ヲ自覚スルモノ焉ゾ永ク窮民ノ位置ニ在ランヤ寸進尺歩中民ノ階級ニ進マンノミ」とした。その上で、「労銀」を与えることで、事業終了後に「一層ノ墮落ヲ来スナキヤヲ保セズ」と警告し、「適切恰当ノ方法」によって、「郵便貯金ニ附シ漸次貯金ノ趣味ト功要トヲ自覚セシム様努メラルヘシ」と訴えている。

こうしてこの二つの「訓示」は、窮民となった要因を「慢惰放肆ノ慣習」ないし「因襲」に求めながら、そこからの脱却を「貯蓄」に求めようとしたことが示されている。こうした考えは、郡役所の行政官の立場からその窮状を捉えたものであるといえるが、それだけにどう脱却するかを、

問い詰めたものでもあった。そこから、「貯蓄」の氣風を高めるよう指示したが、その根拠に義捐金品が充分に回っていて、当座の救済が可能であるという認識があったことが示され、宮城県が提示した「御下賜金」を「徒ラニ消費スルカ如キコトナキ様篤ト注意ヲ加フヘシ」とする指示をより具体化させるべく、窮民からの脱却に求めたことで、郡の立場を明確にさせたのであった。その意味で、県の方針が郡役所段階でより意味を持つことができたとして理解できるだろう。これにより、「御下賜金」および「労銀」を機縁として、貯蓄の氣風を育てることで、「窮民」から脱却を図り、「中民ノ階級」へと進むことを願う柴田郡の「訓示」の意図を見て取ることができる。

（二）遠田郡の例

遠田郡では、「御下賜金分配方法及配当額報告」（二月二八日付）にて、「御下賜金」に関して生業の資もしくは郵便貯金とし、前者では確実な履行、後者では通帳保管を原則とする旨、報告している。この方針をふまえて、二つの史料について考えたい。

第一が『遠田郡凶歉史』（遠田郡役所発行、明治四三年）である。同書は、大凶作から五年後の刊行ということで、記憶や記録が明確な時期に編纂されている。「序」を記した

遠田郡長・近藤晋二郎は、「救恤賑濟の法」を「授産主義に定め」たこと、また「両陛下の優渥なる恩賜と、内外諸仁人の懇惻なる義捐とにより、一人の餓殍を見ざりし」と述べ、「救濟事務の顛末を集録」させたという。

こうした立場から、「救濟状況」の章を設け、「北條侍従ノ凶作状況視察」では、「十二月十一日午後三時五十分本郡小牛田村ヲ経テ本郡役所ニ臨マル」とし、侍従一行の人員数とその氏名を記し、さらに郡長から凶作に関する調査書類と「窮民現下ノ食物ヲ一覽ニ供シ」たが、侍従が「其食物ヲ口ニシテ窮民ノ惨状ヲ推察セラレタ」ことについて、「上下挙テ感泣ニ絶エサル所ナリキ」と記している。さらに、一行は「軍人家族生業扶助ノ為メ設ケタル帽子地伝習所」を視察し、翌日午前八時小牛田駅より登米郡新田に向かったという。

こうした詳細な侍従視察の様相を伝えていて、『侍従視察関係』にはみられない内容も含んでいる。

また、同郡における「御下賜金」配付についても、町村段階での詳細な記録を提示している(表2・遠田郡における「御下賜金」配付参照)。その配付方法をみていくと、先述の県下一六郡の配付方法が、県の方針を継承しつつ、郡ごとに独自の方法を実施していたのと同様に、ここでは郡の方針を継承しつつ、町村ごとに異なる対応策が提示されている。

る。こうした方策が採られていることで、町村ごとの実態に応じた施策が考慮されていたと考えることができる。遠田郡の配付を特色づける郵便貯金に関しては町村長による通帳保管が概ね明記され、引き出しにも制限を加える例もみられた。

町村ごとの配付については、「極貧者」に増加給与とする北浦村、端数を貧困者に増加給与とする田尻町の例がある。なお同町では家族数で三等に分けるとの配付方法などをあげている。これらは、県下各郡の例とも類似し、困難な状況で他の郡などの例を参考に各町村が懸命に策を練ったことが窺われる。

第二には、『関係書類』に遠田郡不動堂村において郵便貯金での配付に対する抗議文が所載されていることである。

この抗議文は三月一六日付で、「宮城県遠田郡不動堂村窮民一同」から「宮城県知事亀井英三郎」宛に提出され、これを受け同月二二日付で県より遠田郡に問い合わせがなされている(地第五〇五一号「遠田郡長へ照会案」)。ここでは郵便貯金のみならず義捐金品、救済事業等の執行も含めて詳細な報告を郡に求めていた。そして、四月七日に遠田郡長から県第一部長宛に回答があり、救助方法、貧民調査委員会の構成、御下賜金保管方法等について報告がなされた。この報告を受けて四月一四日付で第一部長から郡長への通

表2 遠田郡における「御下賜金」配付（遠田郡凶歉史）をもとに作成）

町村名	交付式日時 (明治39年)	場所	金額	拜受者数	配付方法	郵便貯金に関する規定
浦谷町	4月19日10時	浦谷小学校	238円72銭	477	すべて郵便貯金となす	生業及び不幸遭遇等に限り引き出すこと
元浦谷村	3月25日9時	元浦谷小学校	133円8銭	254	県税戸数割・免除者に60銭、同50銭及び20銭を納める者に50銭交付	郵便貯金とし、村長これを監督
鹿嶽村	3月21日 (時間記入なし)	鹿嶽村役場	116円96銭	233	県税戸数割16銭以下を納める者を限度とし、1戸平均50銭とし、人口の数に按分して給与、生業の資とする。最高1円6銭、最低54銭	
大貫村	4月4日11時	大貫小学校	83円34銭	148	県税戸数割金70銭以下を納める貧困者を4等に分けて配付、生業の資とする	1戸につき40銭を郵便貯金させ、通帳は村長保管残金は現金で配付
沼部村	3月28日 (時間記入なし)	沼部小学校	149円54銭	299	目下救助なしつつある窮民に対し生業の資とし、消費せしめず流動資本とする	左項以外の者は郵便貯金とし、村長これを監視
田尻町	4月18日10時	東溪寺本堂	175円27銭	309	県税戸数割43銭以下を納める貧困者に家族の数により3等に分け、配付。端数は貧困者に増加給与	生業の資本として各自20銭交付、残金は郵便貯金とし、通帳は町長保管
富永村	3月25日10時	富永小学校	68円68銭	137	郵便貯蓄とする	郵便貯金通帳は村長保管、適当な時期に交付
中塚村	3月25日10時	中塚尋常高等小学校	96円38銭	144	郵便貯蓄とし、県税戸数割22銭以下を納める者に交付、最高95銭4厘、最低50銭とする	郵便貯金通帳は村役場に保管
北浦村	4月22日11時	北浦小学校	150円23銭	300	県税戸数割70銭以下を納める窮民に、1戸50銭を給与、残金23銭は賑資者に増加給与	生業の基本として各自に20銭を交付、残金は郵便貯金。通帳は村長保管
小生田町	3月18日10時	場所無記入	118円33銭	236	每户平均50銭を分与、内20銭は現金交付、残金30銭は小生田貯蓄給合会を設け、小生田郵便局に預ける。33銭の残金は極貧者に1銭増加給与	貯金通帳は組合長保管。払戻、脱約の際は組合長の承認を得ること
不動堂村	3月11日11時	不動堂小学校	51円45銭	68	県税戸数割70銭以下を納める者を限度とし、4等に分けて配付	郵便貯金とし、通帳は村長保管
南郷村	3月6日10時	南郷村役場	250円4銭	445	県税戸数割14銭以下を納める者を限度とす。すべて郵便貯金となす。	通帳は村長保管

牒がなされている。

このような経緯をたどっていることをふまえて、抗議文、郡の回答、県第一部長からの通牒等について述べていく。

抗議文の要点は次の通り。

- 三月十一日当村小学校内ニ於テ配与
- 村長道家亀寿郎ハ自分ノ利得ヲ謀リ脅迫ヲ以テ貯金ヲシテ置ケト云フ。自分ハ預リ置キ配与セズ
- 今回ノ凶作ノタメ窮民ハ一ヶ月金一円ニ対シ弍銭ノ利子或ハ日賦利ノ時ハ拾日ニ五銭位ノ利子ヲ付シ借受
- 高金利ヲ借受暮シヲシテ居ルニ下利ノ貯金シタトテ貧民救済デハナイト思フ
- 三度ノ飯モ喰ヒ兼子、所有品ハ売払ヒ立タ俣ニナリテ生計ヲ遂ケ居ル故、恐レオウクモ両陛下ヨリ救助ヲ受ケシ金ヲ貯金ト云フテ配与セザルハ全ク自分ノ利得ヲ計リシナリ
- 貯金ノ賛成者ハ一人モナキニ拘ワラズ、村長ハ強迫ヲ以テ貯金ヲ命ズタ次第デアル依テハ各人ニ急^レ至配与スル用ニ村長ニ御訓示ヲ願フ、閣下ノ命令ニモ応ゼズシテ貧民ニ至急配当セサル時ハ宮内省マテ上申シテ配与致サセント
- 又一二曰ク村長ハ預リ置キ村税滞納ノ時差引トモ云

フ

• 両陛下ヨリ窮民ノ糊口ヲ償ヒ目下ノ餓死ヲ救助スルタメニ御下賜サレタル金ヲ配与セズシテ自分ノ利得ヲ謀リ置クトハ実ニ言葉ニモ話シニモ申サレザル私欲無情ナリ

• 冀クハ至急配当スル用御尽力ヲ願フ、愈々配当セザル時ハ宮内省ニテ上申

このようにその要点となる部分をあげてみたが、ここには貯金といって直接配与されないことに対する抗議が基調となつている。その厳しい借金返済の実状や生活難が提示され、知事に「御下賜金」の配当を求め、それが適わぬときは宮内省に上申すると二度も主張している。また、村長が村税滞納者には差し引くともいい、「貯金」だけではなく「税滞納」問題も含んでいたことを示唆している。

これに対し、郡側は県の照会に対し、次の三点をあげて回答している。

① 不動堂村では信用ある有志を「貧民調査委員」に任命して被救助者を選んでいる。この委員は「村農会評議員」で、後に同村長を勤めることになる二人を含む七人で構成されている⁽¹⁹⁾。

② 郵便貯金通帳は村長保管であるが、引出しの必要があるときは「村長ニ申出村長其必要ト認メタル上之

ヲ交付」とし、「窮民ハ未タ一人モ交付方申出テタルモノナシ」としている。

③ある一人の人物名をあげ、「村治上ニ関シ村長ニ対シ嫌焉タラサルコトアリテ奸策ヲ弄スルコトアリト云フ」とも記している。

これらの回答を得て、県から「他ノ疑念ヲ生セシムルカ如キコト無之様御撫養相希度此段令通牒候也」と郡に伝えている（四月一四日）。

このような経緯から、問題点を探ってみた。まず、不動堂村は遠田郡の中では「御下賜金」対象者が最も少ない。「不動堂村誌」には「地方公共事業ノ効績者」の一人として、村長の道家亀寿郎が紹介され、「筆生」から村長となり、郡の要職を歴任したと記されている。そうした功績と、抗議文の非難とは大きく隔たっており、この点をどう捉えるべきかが問われるところである。

③で指摘された人物名は、『受領証』第參分冊・遠田郡不動堂村の名簿にはみられなかった。郡が指摘する人物名にどこまで信憑性があるか確認できないが、「御下賜金」受領の対象者ではないことから、抗議文は村長や貧民調査委員とは異なる立場にある人物の影響下から出たものかと思われ、そうした意味で『不動堂村誌』の道家亀寿郎への評価とも関連して、同村内でのなんらかの対立が背景にあ

る可能性はあるだろう。

なお、抗議文では県知事に訴え「御下賜金」配付ができない場合は宮内省に上申すると二度も述べている。この点について、どう考えるべきであろうか。

県・郡側は「御下賜金」であるから「貯蓄ノ基本」とすると主張し、抗議文では「下利ノ貯金シタトテ貧民救済デハナイト思フ」とし、「御下賜金」を「両陛下ヨリ救助ヲ受ケシ金」といい、「聖上両陛下ヨリ窮民ノ糊口ヲ償ヒ目下ノ餓死ヲ救助スルタメニ御下賜サレタ金」とも述べて、それを配与しないことを抗議した。つまり抗議文では、「御下賜金」は「貯金」ではなく、窮民に直接渡されるべきものと捉えていた。

ここに、「御下賜金」に対する理解の相違が明示されることになった。貯蓄をとおして窮民救済を考え、村長への「嫌焉」が抗議文にあるとする郡の立場と、その貯蓄を村長からの「脅迫」と受けとめ、「御下賜金」の直接配付を求める抗議文の立場が衝突した状況がある。両者ともに「御下賜金」であることを根拠とすることで、それぞれの立場が成り立っていたのである。そのため、抗議文では県知事に訴え、それも適わぬ場合は宮内省に上申したのであった。

こうした状況から、不動堂村に限らず村長による通帳保

管とすることや村税滞納と差し引くとの指示への反発があつたことは推察できるであろう。ただ、柴田郡の「訓示」とは異なり、義捐金に対する言及は抗議文になく、そのため県側からこの点での問い合わせがなされたのである。郡の回答では窮民の増加があつたが「各種事業開始シタルヲ以テ生業扶助ニ転ジ多少ノ減少ヲ見ルニ至レリ」としており、改善の兆しがあるとしている。

このようなことから、遠田郡におけるこの係争は大きな広がりや他の史料等から確認することができなかった。しかし、先述のように、同郡の郵便貯金とする指示には、町村長の保管および引き出しの制限を明記する例が多く、一定程度強制力を持つていたことから、それに対する反発も部分的にみられたと考えることができる。

(三) 志田郡の例

次に平均に分配するとした志田郡についてみていく。同郡は、四月九日に知事宛に「御下賜金配当方法」を提出し、「郡内窮民戸数式千式百八拾式戸」に郡配付額「壹千四百参拾五円」を「一戸金六拾式錢八厘」均等に分配し、それぞれの「配当金」は各町村役場にて郡長出張の上交付することとし、その「日割」(日程)なども記している。

なお、この平均分配で生じた端数(壹円九拾錢四厘)は、

郡内九か町村に「式拾壹錢」均等配付し、各町村の「最極窮民一人ニ増加配当スル」とし、さらにその端数「五厘」は志田村に加算するとした。こうして徹底した平均分配を貫いたのであるが、その理由や郵便貯金に関する事などについての言及がなく、「聖旨アル所ヲ徹底セシムル様訓諭」と述べるに留まっている。

そこで、平均配付に至った理由について考えてみたい。知事宛の報告がなされる一ヶ月ほど前の二月二八日に志田郡長草間宗軒が伊具郡長に転任し、宮城県警部であつた岩淵俊夫が新しく郡長に就任していた。²¹この岩淵の功績について『志田郡沿革史』は次のように記している(句読点、傍線、筆者)。

大責任ヲ双眉ニ荷フ今ヤ窮民救済ノ実ヲ上ゲンニハ、慎重ノ体度ヲ以テ之ニ処シ民ニ遺憾ナカラシメザル可ラズ。是ニ至リ岩間郡長ハ救済ニ先立チ怠納ノ整理ヲナシテ後、着々其歩ヲ進メンモノト、鹿島台村及松山町ニ於ケル七箇年怠納ヲ整理シ、他町村ハ五箇年間ニ渉レル怠納ノ整頓ヲナス。今ヤ其効果見ルベキアリテ、卅九年五月ヨリ整理ニ着手シ同年十二月ヲ以テ其局ヲ結ブ。之レ行政上ノ治績ヲ上グルト共ニ、窮民救済ノ方法ヲ考稽シ、且ツ実施スルノ端緒ト云フベシ。

この記述から、志田郡では「税怠納」の整理が喫緊の課

題であったと考えられ、郡内町村の経済的安定を大凶作という非常事態の中で取り組まなければならなかった。『志田郡沿革史』第十三編「古今功績家」第五章「公職家」には、同郡町村において顕著な功績をあげた公職者四二人について記しているが、その半数近くの一人人が納税の督促や税怠納の整理などに尽力したことを特記している。この中には「税怠納」が町村の発達を阻害することを説得した人物の例や、吏民調和の実を挙げ納税整理に従事した人物などの記事もある。²³⁾

大凶作と「税怠納」という二重の圧迫の中で、課題解決に向けた取り組みが求められていたことが、ここから明らかとなっている。そうした状況のもとで「平均配付」という方策が練られたのであろうが、ここにはどのようなことが考えられるだろうか。

志田郡の報告では配当金交付の「日割」が明記され、郡長が出張の上訓諭することとしていた。また「最極窮民」にも追加配当していることなどから、一定の配付がなされたであろうが、遠田郡不動堂村のような滞納分を「御下賜金」で差し引くということがあったか否かは明らかではないが、公職者の功績記事から地域ごとに種々の方策を積み上げていったことであろう。その積み上げをより有効にさせるために「平均配付」があったのではないだろうか。先

述のような説得や調和策の例から、相当の苦心が垣間見られることから、「御下賜金」を均等に配分するという方策を掲げること、怠納問題解決の効果を高めたと考えることもできるだろう。『志田郡沿革史』の記事は、町村の行政に関与した人々の功績を記述することを目的とし、郡長から表彰された人物も多く含まれていることなどを勘案していくべきであるが、困難な課題に向き合ってきた側面は否定しがたいところである。

このように三つの郡を例に「御下賜金」配付について分析したが、先述のように、県の方針を継承しながら、郡および町村がそれぞれの実状をふまえた施策であるという大前提があった。そこに、大凶作に対する郡、町村それぞれの立場が反映されていたと見ることができる。そのことは、柴田郡の例にもあるように、県の方針を郡の立場から一層深め、窮民状態から脱却させるといえるであろう。こうして、意義づけるところがあったといえるであろう。こうして、大凶作という危機的な状況を乗り越えるための施策が「御下賜金」配付を契機として生み出され、窮民救済を具体化させたのであった。

まとめ

以上のように、「御下賜金」の配付を軸に大凶作という

広範囲な災害に対する救助のありようを考えてみた。災害救助の重要な手だてとして、「御下賜金」と義捐金があり、それらを単に配与していくのではなく、窮民状態からの脱却をはかる「貯蓄」や、「行政上ノ治績ヲ上グル」ために「税金納」問題解決などとも関わっていくなど、郡や町村段階での実状を反映する方策が提示された。また、「交付式」などにより、その趣旨を徹底させていく工夫が、県、郡、町村へとつながる地方行政の構造を固めていくことにも繋がっていくといえるのではないだろうか。

こうした諸施策が、例えば日露戦争後に広がる「地方改良運動」が「勤儉貯蓄」などを推奨したこととも関連していくことにもなり、地域のありようを模索する郡長、町村長等の地方行政官の立脚点を次第に明らかにしていくことになるのではないだろうか。

註

- (1) 宮城県編『明治三十八年 宮城県凶荒誌』宮城県、大正五年、一〜二頁および一九二〜一九三頁（以下、『凶荒誌』）。
- (2) 同右、二六九〜二七八頁。
- (3) 仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編6近代、仙台市、平成一四年、三〇九頁。
- (4) 『凶荒誌』第四編第二章「土木工事」参照。

(5) 「地第三九六号」（明治三九年三月六日付）・『凶荒誌』六一六〜六一七頁参照。なお、外国からの義捐金については菊池義昭「東北三県凶作と海外からの救援活動―海外からの義捐金の概要と米國赤十字社等の義捐金配分の実態（一）」、『東北社会福祉史研究』第二二号、平成四年、参照。

(6) 『凶荒誌』七〇一頁。

(7) 同右七〇六〜七〇七頁

(8) 同右七一一〜七一三頁および吉田久一「近代仏教社会史研究」下巻（吉田久一著作集6所収）、川島書店、平成三年、一〇七〜一一〇頁。

(9) 菊池義昭「東北三県凶作貧孤児收容後の岡山孤児院の音楽活動写真隊の活動内容」、『東北社会福祉史研究』第一六号、平成九年、同「東北三県凶作貧孤児收容後の岡山孤児院の運営体制―二〇〇人規模の施設をどう運営したか」同、第一八号、平成一一年など多数ある。

(10) 『河北新報』明治三十八年二月三日、翌年一月七日の記事参照。谷山恵林『社会事業大年表』に「明治三十八年一月、東北三県凶作視察ノタメ侍従差遣セラル」とある。財団法人中央社会事業協会・社会事業研究所、谷山恵林編『日本社会事業大年表』、刀江書院、昭和一年、一九二頁。後に戦前期社会事業基本文献集一五に所収、日本図書センター、平成七年。

(11) 明治期における災害と「恩賜金」については、北原糸子「天皇下賜金からみた日本近代前期の災害」、国土計画協会『人と国土21』第三九巻第三号、平成二五年、拙稿「明治期における皇室の災害救助について―磐梯山噴火

を事例として―」、皇學館大学研究開発センター『神道研究所紀要』第三〇輯、平成二六年、同「濃尾震災と恩賜金について」、「皇學館論叢」第四八巻第五号（通卷二八六号）、平成二七年等がある。「恩賜金」の全体的な考察については遠藤興一「恩賜・下賜金の支出状況から見た天皇制慈恵主義」、明治学院大学社会学会「社会学・社会福祉研究」第二二二号、平成一八年、同「数値からみた恩賜・下賜金制度―その支出状況と傾向について―」、同、第二二八号、平成二〇年があり、同じく明治期を対象とした論考には、川田敬一「近代皇室の社会的役割に関する基礎的研究―宮内公文書館所蔵『恩賜録』を中心として―」（金沢工業大学日本学研究所「日本学研究」第一七号、平成二六年）がある。

(12) 明治三五年「凶作救恤恩賜金拝受証」（宮城県公文書館蔵）という簿冊がある。

(13) 『凶荒誌』六〇九〜六一一頁参照。

(14) 同右六一一頁。

(15) 同右第五編第五章「義捐金の取扱と其総額」参照。

(16) 柴田郡の恩賜金配付に関して『河北新報』（明治三九年二月二五日付、五頁）に「仙南凶作視察（三）」の記事で紹介され、この訓示について「伊藤郡長自ら各町村を巡回し窮民一同を集め一応諭告して後拝受せしむる事とするそうだ」と伝えている。

(17) 『遠田郡凶歉史』遠田郡役所、明治四三年、四三頁。宮城県大崎市立図書館蔵。

(18) 抗議文等の翻刻については櫻井治男「明治三十八年宮城県遠田郡不動堂村における恩賜金下賜にかかる係争関係

資料」（資料翻刻）・学校法人皇學館・篠田学術振興基金助成研究『近代日本における皇室の福祉事業に関する基礎的研究 ニュースレター』第二号、平成二八年、および第三号、平成二九年参照。

(19) 小牛田町史編纂委員会編『小牛田町史』中巻、宮城県遠田郡小牛田町、昭和四七年、一二頁によると、小松吉三郎、熱海謙五郎の二人が村長となっている。

(20) 『不動堂村誌』遠田郡不動堂村役場、一九一九年、六九頁。宮城県図書館蔵。

(21) 『河北新報』明治三九年三月一日付。

(22) 宮城県志田郡役所編『志田郡沿革史』国書刊行会、昭和五七年、八一六頁。初版は明治四三年。

(23) 高橋善蔵は明治三年に高倉村引田区長に当選し、「納金渋滞シテ財務整ハズ」という中で、区内の戸ごと人ごと^{ドコドコ}にその利害を懇示し「滞納ノ国家町村ニ及ボス所ノ整害ヲ知ラシメ毎納期前ニ皆納スルノ良風ヲ馴致セシメタリ」（『志田郡沿革史』七三九頁）とあり、明治四十年に岩淵郡長よりその功績を表彰されている。三浦秀之助は数玉村書記として、明治三八・三九年大凶作に際し救済の方法を講じ、「吏民調和ノ実ヲ挙ゲ或ハ納税ノ整理ニ従事セリ」（同書、七四九頁）とある。

（種智院大学特任教授）